

【別紙】 大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表

○ 大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号）（抄）

改 正 後 改 正 前

（水銀排出施設に係る基準）

第五条の二 令第三条の五の環境省令で定める基準は、別表第三の三の中欄に掲げる施設の種類及び規模に該当することとする。

（水銀排出施設の設置等の届出）

第十条の五 法第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一項又は第十八条の二十五第一項の規定による届出は、様式第三の五による届出書によつてしなければならない。

（新設）

2 法第十八条の二十三第二項（第十八条の二十四第二項及び第十八条の二十五第二項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 水銀等の排出の方法
- 二 水銀排出施設及び水銀等の処理施設の設置場所
- 三 水銀等の排出及び水銀等の処理に係る操業の系統の概要
- 四 煙道に排出ガスの測定箇所が設けられている場合は、その場所
- 五 緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法

3 都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、法第十八

条の二十三第一項、第十八条の二十四第一項又は第十八条の二十五第一項の規定に基づき届け出る者が、当該届出に係る水銀排出施設について、法第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定に基づき届け出ている場合は、前項の規定にかかわらず、前項第一号から第五号までに掲げる事項を記載した書類の全部又は一部に代えて、第九条に規定する受理書を提出させることができる。

(水銀排出施設の設置等の届出に係る受理書)

第十一条の六 都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、法第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一項又は第十八条の二十五第一項の届出を受理したときは、様式第三の六による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

(氏名の変更等の届出)

第十一条 法第十一条（法第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、法第六条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては様式第四、施設の使用の廃止に係る場合にあつては様式第五による届出書によつてしなければならない。

(承継の届出)

第十二条 法第十二条第三項（法第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項において準用する

(新設)

(氏名の変更等の届出)

第十一条 法第十一条（法第十七条の十三第二項及び第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、法第六条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては様式第四、施設の使用の廃止に係る場合にあつては様式第五による届出書によつてしなければならない。

(承継の届出)

第十二条 法第十二条第三項（法第十七条の十三第二項及び第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）の規定によ

場合を含む。」の規定による届出は、様式第六による届出書によつてしなければならない。

(届出書の提出部数等)

第十三条 (略)

- 2 二以上のばい煙発生施設についての法の規定、二以上の揮発性有機化合物排出施設についての法の規定、二以上の一般粉じん発生施設についての法の規定又は二以上の水銀排出施設についての法の規定による届出は、当該二以上のばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設又は水銀排出施設が同一の工場又は事業場に設置されているものであり、かつ、その種類（令別表第一、令別表第一の二、令別表第二又は別表第三の三）の項ごとの区分をいう。）が同一である場合に限り、その種類ごとに一の届出書によつて届出をすることができる。

3・4 (略)

(フレキシブルディスクによる手続)

- 第十三条の二 届出者が、次の各号に掲げる届出書の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第六の二のフレキシブルディスク提出書（以下「フレキシブルディスク等」という。）により、法の規定による届出をしたときは、都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、そのフレキシブルディスク等による届出を、次の各号に掲げる届出書による届出

る届出は、様式第六による届出書によつてしなければならない。

(届出書の提出部数等)

第十三条 (略)

- 2 二以上のばい煙発生施設についての法の規定、二以上の揮発性有機化合物排出施設についての法の規定又は二以上の一般粉じん発生施設についての法の規定による届出は、当該二以上のばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設又は一般粉じん発生施設が同一の工場又は事業場に設置されているものであり、かつ、その種類（令別表第一、令別表第一の二又は令別表第二の項ごとの区分をいう。）が同一である場合に限り、その種類ごとに一の届出書によつて届出をすることができる。

3・4 (略)

(フレキシブルディスクによる手続)

- 第十三条の二 届出者が、次の各号に掲げる届出書の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第六の二のフレキシブルディスク提出書（以下「フレキシブルディスク等」という。）により、法の規定による届出をしたときは、都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、そのフレキシブルディスク等による届出を、次の各号に掲げる届出書による届出

に代えて、受理することができる。

一〇五 (略)

六 様式第三の五（別紙一から別紙三までを含む。）による届

出書

七〇九 (略)

2 (水銀等の排出基準)

第十六条の十一 法第十八条の二十二の規定による水銀等に係る排出基準は、水銀濃度（ガス状水銀（排出ガス中に含まれる気体状の水銀等をいう。以下同じ。）の濃度（環境大臣が定める測定法により測定されたガス状水銀の量を、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートル中の濃度に換算したものをいう。以下同じ。）及び粒子状水銀（排出ガス中のダストに含まれる水銀等をいう。以下同じ。）の濃度（環境大臣が定める測定法により測定された粒子状水銀の量を、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートル中の濃度に換算したものをいう。以下同じ。）の合計とする。以下同じ。）が、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、別表第三の三の中欄に掲げる施設の種類及び規模ごとに同表の下欄に掲げる水銀等の量であることとする。

2 水銀排出施設が、連續する三年の間継続して次のいづれかの

に代えて、受理することができる。

一〇五 (略)

六〇八 (新設)

2 (略)

（新設）

要件を満たす場合は、当該施設のガス状水銀の濃度が前項に規定する排出基準を満たすことをもつて当該施設の排出基準を満たしているものとみなすことができる（当該期間において、当該施設について法第十八条の二十五の規定による構造等の変更の届出を行わない場合に限る。）。

一 粒子状水銀の濃度が、ガス状水銀の試料ガスにおける定量下限未満であること

二 次条第一号イからニの測定の結果（同条第三号の規定による再測定を行つた場合は、同条第四号の規定による測定の結果とする。）の年平均が、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、五〇マイクログラム未満である施設のうち、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が五パーセント未満であるもの

三 次条第一号イからニの測定の結果（同条第三号の規定による再測定を行つた場合は、同条第四号の規定による測定の結果とする。）の年平均が、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、五〇マイクログラム以上である施設のうち、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が五パーセント未満であり、かつ、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、粒子状水銀の量が二・五マイクログラム未満であるもの

（水銀濃度の測定）

第十六条の十二 法第十八条の三十の規定による水銀濃度の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。

一 水銀濃度の測定は、通常の操業状態及び排出状況において、環境大臣が定める測定法により、イからニに掲げる水銀排出施設ごとにそれぞれイからニに掲げる頻度で行うこと。

イ 水銀排出施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時四万立方メートル以上の水銀排出施設（ハ及びニに掲げるものを除く。） 四月を超えない作業期間ごとに一回以上

ロ 水銀排出施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時四万立方メートル未満の水銀排出施設（ハ及びニに掲げるものを除く。） 六月を超えない作業期間ごとに一回以上

ハ 別表第三の三の三の項及び四の項に掲げる水銀排出施設のうち専ら銅、鉛又は亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉年一回以上

二 別表第三の三の五の項に掲げる水銀排出施設のうち専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉 年一回以上

二 前条第二項の規定を適用する施設にあつては、前号イからニの測定（以下この条において「定期測定」という。）において粒子状水銀を測定することを要しない。ただし、三年を

（新設）

超えない期間に一度以上、ガス状水銀及び粒子状水銀の濃度を測定することにより、前条第二項各号のいずれかの要件を満たしていることを確認すること。

三 定期測定の結果が別表第三の三の下欄に掲げる排出基準を超えた場合は、通常の操業状態及び排出状況において、イ又はロに規定する期間内に三回以上測定（以下この条において「再測定」という。）を行い、その結果を得ること。

イ 定期測定の結果が排出基準の一・五倍を超える場合 定期測定の結果を得た日から起算して三十日

ロ イ以外の場合 定期測定の結果を得た日から起算して六十日

四 再測定を実施した場合における水銀濃度の測定の結果は、定期測定及び再測定の結果のうち最大及び最小の値を除くすべての測定値の平均値とする。

五 前四号の測定の結果は、様式第七の二による水銀濃度測定記録表により記録し、その記録を三年間保存すること。ただし、計量法第百七条の登録を受けた者から当該測定に係る測定者の氏名、測定年月日、測定箇所、測定方法及び水銀濃度の測定結果について証明する旨を記載した同法第百十条の二の証明書の交付を受けた場合には、当該証明書の記載をもつて、様式第七の二による水銀濃度測定記録表の記録に代えることができる。

第十六条の十三・第十六条の十四 (略)

別表第三の三 (第五条の二、第十六条の十一関係)

第十六条の十一・第十六条の十二 (略)
(新設)

四 令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設 及び一四の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に 供する施設であつて鉛又は亜鉛の精錬の用に供す るもの（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解 炉を除く。）	三〇マ イクロ グラム	一五マ イクロ グラム	八マイ クログ ラム	一〇マ イクロ グラム
三 令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設 及び一四の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に 供する施設であつて銅又は金の精錬の用に供する もの（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とする溶解 炉を除く。）				

五	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であつて銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの、二四の項に掲げる溶解炉のうち鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供するもの並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第一の三の項に掲げる施設（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）					一〇〇マイクログラム
六	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であつて金の精錬の用に供するもの（専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）					三〇マイクログラム
七	令別表第一の九の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの					三〇マイクログラム
八	令別表第一の一三の項に掲げる廃棄物焼却炉又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定するごみ処理施設（焼却施設に限る。）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六					三〇マイクログラム

備考 1 「一次精鍊の用に供する施設」とは、令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設	<p>九</p> <p>廃棄物処理法施行令第六条第一項第二号ホ（2）若しくは同令第六条の五第二号チの規定により水銀を回収することとされた産業廃棄物又は水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二条第二項に規定する水銀含有再生資源からの水銀の回収の用に供する施設（回収時に加熱工程を含む施設に限る。）</p>	<p>年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第七条第三号、第五号、第八号、第十号、第十一の二号、第十二号若しくは第十三の二号に掲げる施設であつて、火格子面積が二平方メートル以上であるか、若しくは焼却能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上であるもの（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であつて、廃棄物処理法施行令第七条第五号に掲げる廃油の焼却施設のうち原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外を取り扱うもの及び次項に掲げるものを除く。）</p> <p>五〇マイクログラム</p>
-------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

のうち硫化鉱の重量の割合が五〇パーセント以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して銅、鉛又は亜鉛を精錬するもの及び精鉱の重量の割合が五〇パーセント以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して金を精錬するものをいう。

2 「二次精錬の用に供する施設」とは、令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設以外のものをいう。

3 この表の下欄に掲げる水銀等の量は、熱源として電気を使用する施設及び三の項から六の項までに掲げる施設にあつては第一号に掲げる式により、その他の施設にあつては第二号に掲げる式により算出された水銀等の量とする。

$$1 \quad C = Cs$$

$$2 \quad C = (21 \cdot On) / (21 \cdot Os) \cdot Cs$$

この式において、C、On、Os及びCsは、それぞれ次の値を表すものとする。

C 水銀等の量（単位 マイクログラム）
On 次の表の上欄に掲げる各項の施設について同表の

下欄に掲げる値とする。

七の項	一の項、二の項
10	6

八の項、九の項

12

Os

排出ガス中の酸素の濃度（当該濃度が二一〇パーセントを超える場合にあつては、二一〇パーセントとする。）（単位 百分率）

Cs

環境大臣が定める方法により測定された水銀濃度を、温度が零度であつて圧力が一気圧の状態における排出ガス一立方メートル中の量に換算したもの（単位 マイクログラム）

4
水銀等の量が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の量とする。

様式第3の5	
水銀排出施設設置（使用、変更）届出書	
年 月 日	
都道府県知事 殿 市 長	
届出者 氏名又は名称及び住所並びに 法人にあつてはその代表者の 印 氏名	
大気汚染防止法第18条の23第1項（第18条の24第1項、第18条の25第1項）の規定により、水銀排出施設について、次のとおり届け出ます。	
工場又は事業場の名称	※整理番号
工場又は事業場の所在地	※受理年月日 年 月 日
水銀排出施設の種類	※施設番号
水銀排出施設の構造	別紙1のとおり。
水銀排出施設の使用の方法	別紙2のとおり。
水銀等の処理の方法	別紙3のとおり。 ※備考
参考事項	

備考 1 水銀排出施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行規則（以下「施行規則」という。）別表第3の3に掲げる項番号及び名称を記載すること。
 2 ※印の欄には、記載しないこと。
 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 5 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。
 6 施行規則様式第2による受理書の写しを添付し、参考事項の欄に、当該受理書の受取番号及び受理年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が別紙1～3の全部又は一部を添付することを要しないと認めるときは、別紙1～3の全部又は一部を省略することができる。

(新設)

別紙1

水銀排出施設の構造

工場又は事業場における施設番号		
名 称 及 び 型 式		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
規 模	伝 热 面 積 (m ²)	
	燃 料 の 燃 烧 能 力 (重油換算 t/h)	
	原 料 の 处 理 能 力 (t/h)	
	火格子面積又は羽口面断面積 (m ²)	
	変圧器の定格容量 (kVA)	
	焼却能 力 (kg/h)	

備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

2 規模の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第3の3の中欄に規定する項目について記載すること。

3 水銀排出施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本工業規格A4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。ただし、施行規則様式第2による受理書の写しを添付する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が構造概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該概要図の添付を省略することができる。

別紙2

水銀排出施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		時～時		時～時	
使用状況	1日の使用時間 及び月使用日数等	時間/回	回/日	日/月	時間/回
季節変動					
種類					
原 料 (水銀等 の排出に 影響のある ものに 限る。)	使 用 割 合				
原 料 (水銀等 の排出に 影響のある ものに 限る。)	原 料 中 の 水 銀 等 有 割 合				
1 日 の 使 用 量					
種類					
燃 料 (水銀等 の排出に 影響のある ものに 限る。)	燃 料 中 の 水 銀 等 有 割 合				
通常の使 用 量					
混 燃 割 合					
排出ガス量 ($N\text{ m}^3/\text{h}$)	溼り 乾き	最大	通常	最大	通常
水銀濃度 ($\mu\text{g}/N\text{ m}^3$)	全 水 銀				
	ガス状水銀				
	粒子状水銀				
参考事項					

備考 1 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とし、平常時の平均的な濃度を記載すること。

2 水銀濃度は、水銀等の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。

3 参考事項の欄には、水銀等の排出状況に著しい変動がある施設についての一つ工程の排出量の変動の状況、水銀等の排出のために採っている方法等を記載すること。

別紙3

水銀等の処理の方法

水銀等の処理施設の工場又は事業場における施設番号		
処理に係る水銀排出施設の工場又は事業場における施設番号		
水銀等の処理施設の種類、名称及び型式		
設置年月日	年月日	年月日
着手予定年月日	年月日	年月日
使用開始予定年月日	年月日	年月日
抽出ガス量 (Nm^3/h)	湿り最大 乾き最大	通常最大 通常最大
抽出ガス温度 (°C)	處理前 處理後	
抽出ガス中の酸素濃度 (%)		
水銀濃度 ($\mu g/Nm^3$)	全水銀 ガス状水銀 水銀 粒子状水銀	處理前 處理後 處理前 處理後
捕集効率 (%)	全水銀 ガス状水銀 粒子状水銀	
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数	時～時 時間/回回/日日月
	季節変動	時～時 時間/回回/日日月

備考 1 水銀排出施設において発生する水銀等を排出口から大気中に排出する前に処理するための施設(集じん機等)について、記載すること。

2 設置届出の場合には着手予定期月日及び使用開始予定期月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定期月日及び使用開始予定期月日の欄に、それぞれ記載すること。

3 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とすること。

4 水銀等の処理施設の構造図及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。ただし、施行規則様式第2による受理証のなしを添付する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市長が当該構造図及び概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該構造図及び概要図の添付を省略することができる。

様式第3の6

受 理 書

第 号
年 月 日

照

都道府県知事 印
市 長

年 月 日次の届出書を受理しました。

届 出 の 標 準	大気汚染防止法第18条の23第1項（第18条の24第1項、第18条の25第1項）
届 出 の 内 容	水銀排出施設の設置（水銀排出施設の使用、水銀排出施設の構造の変更、水銀排出施設の使用の方法の変更、水銀等の処理の方法の変更）
届 出 に 係 る 水 銀 排 出 施 設 の 種 類	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

（新設）

様式
第四

様式第4 氏名等変更届出書

年 月 日

都道府県知事 市長

届出者 氏名又は名称及び住所並びに 法人にあつてはその代表者の 印
氏名

氏名（名称）、住所又は所在地に変更があつたので、大気汚染防止法第11条（第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第19条の31第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

ばい煙発生施設			
揮発性有機化合物排出施設			
一般粉じん発生施設の別			
特定粉じん発生施設			
水銀排出施設			
変更の	変更前		※受理年月日 年 月 日
内容	変更後		※施設番号
変更年月日	年 月 日		※備考
変更の理由			

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。
 4 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

様式第4 氏名等変更届出書

年 月 日

都道府県知事 市長

届出者 氏名又は名称及び住所並びに 法人にあつてはその代表者の 印
氏名

氏名（名称）、住所又は所在地に変更があつたので、大気汚染防止法第11条（第17条の13第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の	変更前		※整理番号	
内容	変更後		※受理年月日	年 月 日
変更年月日			※施設番号	
変更の理由			※備考	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

様式第五

様式第5
使 用 廃 止 届 出 書

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

届出者 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあつてはその代表者の 印
氏名

ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設）の使用を廃止したので、大気汚染防止法第11条（第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の31第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設の別 特定粉じん発生施設 水銀排出施設		※整理番号	
工場又は事業場の名称		※受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の所在地		※施設番号	
施設の種類		※備考	
施設の設置場所			
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。
 4 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

様式第5
ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設）使用廃止届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

届出者 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあつてはその代表者の 印
氏名

ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設）の使用を廃止したので、大気汚染防止法第11条（第17条の13第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
施設の種類		※施設番号	
施設の設置場所		※備考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

様式第六

様式第6 承 練 届 出 書

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

届出者 氏名又は名称及び住所並びに 印
法人にあつてはその代表者の 氏名

ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設）に係る届出者の地位を承継したので、大気汚染防止法第12条第3項（第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の31第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設の別 特定粉じん発生施設 水銀排出施設	※整理番号	
工場又は事業場の名称	※受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の所在地	※施設番号	
施設の種類	※備考	
施設の設置場所		
承継の年月日		
被承継者 氏名又は名称 住所		
承継の理由		

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。
4 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

様式第6 承 練 届 出 書

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

届出者 氏名又は名称及び住所並びに 印
法人にあつてはその代表者の 氏名

ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設）に係る届出者の地位を承継したので、大気汚染防止法第12条第3項（第17条の13第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	※受理年月日	年 月 日
施設の種類	※施設番号	
施設の設置場所	※備考	
承継の年月日		
被承継者 氏名又は名称 住所		
承継の理由		

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

様式第7の2 (第16条の12関係)

水銀濃度測定記録表

測定者の氏名

測定箇所

	測定単位	測定値	測定年月日及び時刻 (開始時刻～終了時刻)	備考
全水銀	($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)			
ガス状水銀	Cs ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)			
粒子状水銀	C ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)			
酸素濃度	(%)			
粒子状水銀	Cs ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)			
粒子状水銀	C ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)			
酸素濃度	(%)			

備考 1 Csの欄には別表第3の3に掲げるCsとして表示された数値を、Cの欄には別表第3の3の備考に掲げる式により算出された数値を記載すること。

2 ガス状水銀とは排ガス中に気体として存在する水銀及びその化合物の総称であり、粒子状水銀とは排ガス中のダストに含まれる水銀及びその化合物の総称である。ガス状水銀及び粒子状水銀の濃度を測定し、合計した値を全水銀の欄に記載すること。

3 酸素濃度の欄には、測定を行った時の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。

4 ガス状水銀及び粒子状水銀の試料採取は、可能な限り同じ開始時間とること。

(新設)

様式第8（第19条関係）裏面

裏

大気汚染防止法抜き

第26条 濃境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めることにより、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、揮発性有機化合物排出施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者、特定粉じん排出者、解体等工事の登録者若しくは受注者、自主施工者、特定工事を施工する者若しくは水銀排出施設を設置している者に対し、ばい煙発生施設の状況、特定粉じん発生施設の状況、揮発性有機化合物排出施設の状況、一般粉じん発生施設の状況、特定粉じん発生施設の状況、解体等工事に係る建築物等の状況、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、解体等工事に係る建築物等、水銀排出施設との他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による濃境大臣による報告の徴収又はその職員による立入検査は、大気の汚染により人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。

3 第1項の規定により立入検査をする職員は、その部分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第31条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めることにより、政令で定めた市（特別区を含む。以下同じ。）の長が行うこととすることができる。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

四 第26条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第8（第19条関係）裏面

裏

大気汚染防止法抜き

第26条 濃境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めることにより、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、揮発性有機化合物排出施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者、特定粉じん排出者若しくは解体等工事の登録者若しくは受注者、自主施工者若しくは特定工事を施工する者に対し、ばい煙発生施設の状況、特定粉じん発生施設の状況、解体等工事に係る建築物等の状況、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、解体等工事に係る建築物等、水銀排出施設との他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による濃境大臣による報告の徴収又はその職員による立入検査は、大気の汚染により人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。

3 第1項の規定により立入検査をする職員は、その部分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第31条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めることにより、政令で定めた市（特別区を含む。以下同じ。）の長が行うこととすることができる。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

四 第26条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者